

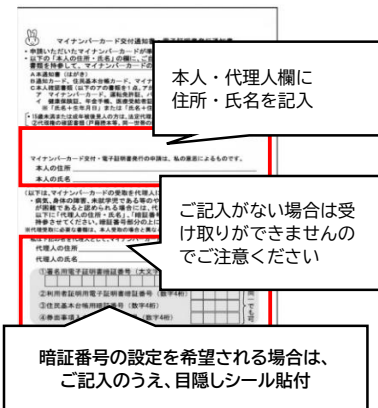
マイナンバーカードの代理受取について

病気、身体の障害、未就学児、その他やむを得ない理由により本人の来庁が困難な場合、
代理人が本人に代わってマイナンバーカードを受け取ることが可能です。

交付時間 8:30~17:00（平日のみ、土日・祝日を除く）

【持参いただくもの】

①同封のハガキ



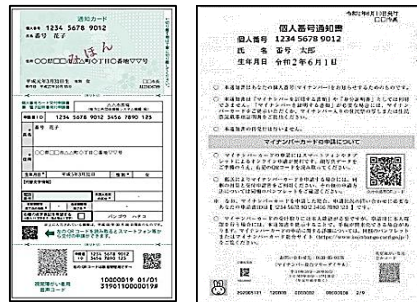
本人・代理人欄に
住所・氏名を記入

ご記入がない場合は受け取りができませんのでご注意ください

暗証番号の設定を希望される場合は、
ご記入のうえ、目隠しシール貼付

②通知カードまたは通知書 （平成27年に国から送付）

（紛失の場合は窓口にて紛失届を記入）



③住民基本台帳カード （お持ちの方のみ）



④本人確認書類 下記 の中から（有効期限内のもの）

- ・ご本人（**A 2点**、または**A 1点+B 1点**、または**B 3点のうち1点は顔写真付**）
- ・代理人（**A 2点**、または**A 1点+B 1点**）

A：顔写真付きの本人確認書類

運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、在留カード、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別永住者証明書、運転経歴証明書（H24. 4. 1以降のもの）

B：上記以外の「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が漢字で記載された書類

健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証、母子手帳、医療受給者証、診察券、顔写真証明書（裏面） など

⑤本人の来庁が困難であることを証明する書類（省略できる場合もあります）

診断書、要介護認定を受けている介護保険証、障害者手帳、施設入所時の契約書、医療機関・施設等の入院証明書、入院費用の領収書（1カ月以内のもの）等の書類

※ご注意※

- 上記の書類が何もない場合はお問合せください。
- 同封のはがき（交付通知書）の記入がない場合は代理受取ができませんのでご注意ください。
- 本人が15歳未満の方の場合は、原則親権者が来庁、それ以外の方が来庁される場合は親権者からの委任状が必要です。（親権確認の為、戸籍謄本等が必要となる場合があります。お問合せください。）
- 当日ご持参いただいた本人確認書類の顔写真を確認します。加工の疑いがあるもの、6ヶ月以上前の写真と判断されるもの、その他の理由によりカードを交付できないことがありますのでご注意ください。
- 本人が15歳以上の場合、**暗証番号の入力**は職員が代行します。同封のはがき（交付通知書）に暗証番号をご記入の上、上から目隠しシールを貼ってご持参ください。

【お問合せ】 マイナンバーカードサポートセンター TEL：0968-57-7547